

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
第13回全国障害者スポーツ大会専門委員会

日時:令和5年6月19日(月) 13時30分~15時00分
場所: 滋賀県農業教育情報センター1階(第2研修室)

次 第

1 開会

2 挨拶

3 審議事項

- (1) 手話・要約筆記ボランティア募集要項(案)について

4 説明事項

- (1) 「わたSHIGA輝く障スポ 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」の一部改正について
- (2) 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ文化プログラム実施要項(案)」について
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」オープン競技実施種目の追加および会場地市の内定(案)について

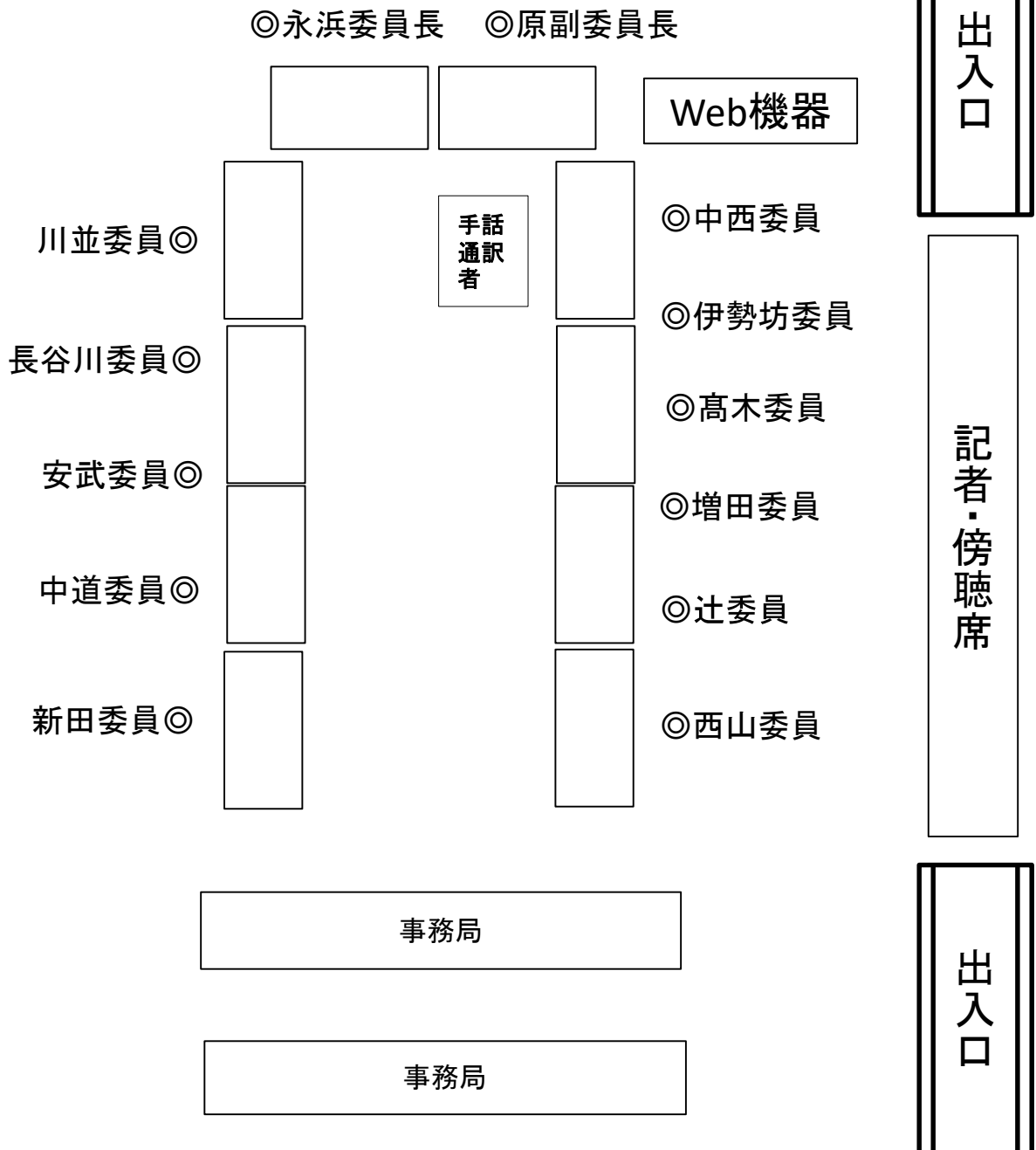
5 報告事項

- (1) 競技役員等の養成状況について

6 閉会

第13回全国障害者スポーツ大会専門委員会 配席図

令和5年6月19日（月）
滋賀県農業教育情報センター1階 第2研修室



第13回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿（出欠一覧）

（順不同：敬称略）

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考	
1	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当 次長	辻 和美		
2	一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 副主幹	伊勢坊 美喜		
3	滋賀県パラスポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長	
4	スポーツ 関係	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉	
5	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子	(WEB出席)	
6	パラリンピアン (東京パラリンピック車いすバスケットボール女子日本代表選手)	北田 千尋	(欠席)	
7	特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・滋賀 理事	高木 正二郎		
8	福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 総務課 課長	安武 邦治	
9	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	新田 正紘		
10	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌	(欠席)	
11	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事長	川並 正幸		
12	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	澤田 喜之	(WEB出席)	
13	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事	中西 久美子		
14	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	大平 眞太郎	(欠席)	
15	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	増田 圭亮		
16	学校関係	滋賀県特別支援学校体育連盟 会長	中村 敦夫	(WEB出席)
17	学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子	委員長
18	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央		
19	県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	長谷川 貴也	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

第13回全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議資料



日時：令和5年6月19日（月）13:30～15:00

会場：滋賀県農業教育情報センター1階 第2研修室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
2025



手話・要約筆記ボランティア募集要項（案）について

○手話・要約筆記ボランティアにおける交通費の取扱いについて

【対応】

- ・参加いただく手話・要約筆記ボランティアの方に対しては、交通費として金銭を支給するのではなく、より大会の思い出が残るよう、ボランティア参加記念品（例：交通系ＩＣカードやクオカード等、プリペイドカードの大会限定バージョン）をお渡しすることとしたい。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 手話・要約筆記ボランティア募集要項（案）

1 目的

本要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の開・閉会式等において、聴覚障害のある選手、役員および観客に対して、手話または要約筆記等により必要な情報を提供する手話・要約筆記ボランティアの募集等について基本的事項を定めることを目的とする。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）とする。

3 募集種別および募集人数

種別	人数
手話・筆談・要約筆記（手書き）	550 人
要約筆記（パソコン）	50 人

4 募集期間

令和 5 年（2023 年）10 月 2 日（月）から令和 6 年（2024 年）5 月頃まで。ただし、応募の状況に応じて期間を延長または短縮する場合がある。

5 応募要件

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以前に生まれた者（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点で 12 歳以上）で次表のいずれかの要件を満たし、かつ、「8（2）活動日」における活動および「10 研修等」への参加が可能なる者。（申込み時点で 18 歳未満の者の申込みについては、保護者の同意のある者に限る。）

種別	要件
手話・筆談 要約筆記 （手書き）	手話や筆談に関心のある方 （例）・ろうあ協会会員、中途失聴難聴者協会会員 等 ・手話サークル加入者、手話奉仕員、手話通訳者養成課程修了者・受講者、滋賀県登録手話通訳者 等 ・要約筆記サークル加入者、要約筆記者（手書き）養成課程修了者・受講者、滋賀県登録要約筆記者（手書き）等
要約筆記 （パソコン）	要約筆記（パソコン）の経験のある方 （例）要約筆記者（パソコン）養成課程修了者・受講者、滋賀県登録要約筆記者（パソコン）等

※いずれの種別も障害、資格の有無は問わない。

6 申込方法

ホームページや郵送・FAX 等により申し込むものとする。

7 登録・取消

県実行委員会は、応募要件を満たした応募者を、手話・要約筆記ボランティアとして登録する。なお、両大会のイメージを損なう行為等があった場合は、県実行委員会の判断に基づき、登録を取り消すことがある。

8 活動内容および活動日

(1) 活動内容

両大会に参加する聴覚障害者に手話、筆談や要約筆記等により情報提供を行う。

(2) 活動日

区分		活動日 (2025 年)	場所 (予定)
わた SHIGA 輝く国スポ	総合開会式	9 月 28 日 (日)	彦根市
	総合閉会式	10 月 8 日 (水)	彦根市
わた SHIGA 輝く障スポ	リハーサル 大会	5 月 24 日 (土) ~ 25 日 (日) ※予定	大津市、彦根市、長浜市、 近江八幡市、草津市、
	公式練習	10 月 24 日 (金)	守山市、甲賀市、野洲市、
	各競技会	10 月 25 日 (土) ~ 27 日 (月)	湖南市、高島市、 東近江市、愛荘町
	開会式	10 月 25 日 (土)	彦根市
	閉会式	10 月 27 日 (月)	彦根市

※上記以外にも、必要に応じて活動することがある。

9 活動日および配置場所の決定

事前に実施する希望調査を参考に関係団体と協議の上、県実行委員会が決定する。

10 研修等

県実行委員会は、活動に必要な専門的な知識等を習得させるため、登録者を対象とした養成講座、事前研修等を実施する。

11 待遇

(1) 活動・研修等への参加にかかる報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

(2) 服飾などの識別用品および活動日の昼食については、必要に応じて県実行委員会
が支給する。

(3) 活動および研修に当たっては、県実行委員会の負担により、「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。

12 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、滋賀県個人情報保護条例その他関係法令の規定に基づき、その保護を図るものとする。
- (2) 登録者の個人情報については、県実行委員会が主催する両大会運営および関連する活動のために使用し、その他の目的には使用しない。ただし、各会場地市町への情報提供について事前に同意している登録者に限り、各会場地市町からの要請に応じて提供することができるものとする。
- (3) 研修や活動の際に登録者を撮影した写真・動画については、両大会の広報を目的とする限りにおいて、県実行委員会のホームページその他広報媒体に掲載できるものとする。

13 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わたSHIGA輝く障スポ 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）

わたSHIGA輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会、以下「障スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

（１） 県が担当する業務

障スポの実施に係る業務で会場地市町が担当する業務以外のもの

（２） 会場地市町が担当する業務

- ① 競技会の運営への協力に関する業務
- ② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務
- ③ 競技会場および練習会場となる市町立施設・設備の整備に関する業務

（３） 県と会場地市町の業務分担の主な内容は、別表１のとおりとする。

2 経費負担

（１） 県が負担する経費

障スポの実施に係る経費で会場地市町が負担する経費以外のもの

（２） 会場地市町が負担する経費

- ① 競技会および競技会実施本部の運営に係る市町職員の人件費および事務費
- ② 会場地市町が独自で行う事業に要する経費

（３） 県と会場地市町の経費負担の主な内容は、別表２のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表 1

区 分	主な内容	県	市町
総務企画	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	○	○
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	協力
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成	○	協力
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	行啓・お成り	○	協力
	会場地市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	協力
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理	○	協力
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○	協力
	競技会場の管理・清掃美化	○	協力
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	協力
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)	○	協力
	競技用具の整備	○	協力
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の推進	○	
	市町における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	○	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整	○	協力
宿泊・衛生	配宿計画の作成および配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	○	協力
	弁当引換所の運営・管理	○	協力
	医療救護計画の策定	○	協力
	救護所等の運営・管理	○	協力
輸送・交通	輸送計画の策定	○	協力
	輸送の実施、駐車場の確保	○	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施	○	協力
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	○	協力
	消防防災・警備の実施	○	協力

別表 2

区 分	主な内容	県	市町	備 考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町独自招待分は市町負担
	IDカードの作成	○		
	実施本部員、各種ボランティア、 大会関係者の服飾	○		
	式典の企画・運営	○		
	行啓・お成り	○		
	案内所の設置(看板・ブース等)	○		
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町の判断で常設設備または、 市町独自の仮設設備(装飾等) の整備を行う場合は市町負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示 等	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	先催県視察、宿泊も含む
	競技会実施本部員の時間外勤務手当 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	
	実施本部の備品および消耗品	○		市町独自調達分は市町負担
	競技運営(競技運営主管団体への委託)	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル等
	プログラムの印刷	○		市町独自プログラムを作成する 場合は市町負担
	市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費 等		○	内容については競技団体等と の調整が必要
広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		市町独自作成分は市町負担
	広報イベントの開催	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの募集・養成 (パンフレット作成、研修等)	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの保険・弁当	○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		

【見え消し版】

別表 1

区 分	主な内容	県	市町
総務企画	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	○	○
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	協力○
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成	○	協力○
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	行啓・お成り	○	協力
	会場地市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	協力-
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理	○	協力○
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○	協力
	競技会場の管理・清掃美化	○	協力○
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	協力
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)	○	協力○
	競技用具の整備	○	協力
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の推進	○	
	市町における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	○	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整	○	協力○
宿泊・衛生	配宿計画の作成および配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	○	協力
	弁当引換所の運営・管理	○	協力○
	医療救護計画の策定	○	協力
	救護所等の運営・管理	○	協力○
輸送・交通	輸送計画の策定	○	協力
	輸送の実施、駐車場の確保	○	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施	○	協力○
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	○	協力
	消防防災・警備の実施	○	協力○

別表 2

区分	主な内容	県	市町	備考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町独自招待分は市町負担
	IDカードの作成	○		
	実施本部員、各種ボランティア、大会関係者の服飾	○		
	式典の企画・運営	○		
	行啓・お成り	○		
	案内所の設置(看板・ブース等)	○		
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町の判断で常設設備または、市町独自の仮設設備(装飾等)の整備を行う場合は市町負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示 等	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	先催県視察、宿泊も含む
	競技会実施本部員の時間外勤務手当 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷 (県…県職員・市町…市町職員)	○	○	
	実施本部の備品および消耗品	○		コピー機、ファクシミリ等 市町独自調達分は市町負担
	上記以外の備品および消耗品	—	○	筆記用具等
	競技運営(競技運営主管団体への委託)	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル等
	プログラムの印刷	○		市町独自プログラムを作成する場合は市町負担
市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費等		○	内容については競技団体等との調整が必要	
広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		市町独自作成分は市町負担
	広報イベントの開催	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの募集・養成(パンフレット作成、研修等)	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの保険・弁当	○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム実施要項（案）

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じてわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会を目指す。

あわせて、両大会の開催を契機に、歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を県民一人ひとりが再認識するとともに、県内外に発信することを通じて、地域の活性化につなげるため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業（以下「文化プログラム事業」という。）の実施に係る必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 事業の内容が、次のいずれかに該当すること。

ア スポーツに関連する文化・芸術事業

イ 滋賀県の文化・芸術等を発信する事業

ウ その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業

(2) 一般に公開されるものであること。

(3) 原則として、滋賀県内で開催されるものであること。

(4) 令和7年1月1日から12月31日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラム事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、滋賀県（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を含む。）および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会

(2) 滋賀県内の市町（わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ市町実行委員会を含む。）

(3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

(1) 申込み^{※1}

事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和5年9月28日から令和6年9月30日までに「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書」（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

なお、「バリアフリー等の配慮」および「環境配慮」に係る取組がある場合は、併せてその内容を記載するものとする。

(2) 審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録等

実行委員会は、国体委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として登録し、これを「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により事業実施者に通知する。

(4) 実施事業の変更^{※1}

事業実施者は、文化プログラム事業として登録された事業概要を変更（事業名、実施日（期間）、会場、事業内容の変更^{※2}、事業の廃止等）するときには、あらかじめ「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを事業実施者に通知する。

なお、事業名、実施日（期間）、会場、事業内容の変更^{※2}、事業の廃止があるとき、実行委員会は、国体委員会の変更承認を受けることとする。

(5) 実績報告^{※1}

事業実施者は、事業終了後1か月以内に「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

事業実施者は、名称（「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業」）および実行委員会が別途提供するロゴマークのいずれか一方または両方を、文化プログラムの会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示するものとする。

ロゴマークについては追加調整中



6 その他

文化プログラム事業の実施に要する経費は、事業実施者の負担とする。

※1 申込、変更報告および実績報告については、しがネット受付サービスからも可能とする。

※2 事業名が変わるような大幅な内容変更を指すものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
 会長 三日月 大造 様

申込者 住 所
 ふりがな
 団体名
 ふりがな
 代表者名

次の事業を、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業として申し込みます。

事業名		
事業内容		
実施日(期間)		年 月 日() ~ 年 月 日()
会場	名称	
	住所	
	開催時間	
出演者(展示品)等		
入場料		1 無料 2 有料 【大人 円、子ども 円、その他 円】
バリアフリー等の配慮に係る取組		
環境配慮に係る取組		
連絡先	担当者名	
	住所	
	TEL/FAX	
	ホームページアドレス	
	メールアドレス	
写真データの送付方法		メール送付 / 郵送 (いずれかに○)

- 注 1 「事業内容」欄は、事業の内容を簡潔に記載してください。
 また、実施計画書やパンフレットなど参考になる資料があれば添付してください。
 2 写真データ(過去の事業実施風景等)をメールまたは郵送にて提出してください。(データがない場合は、その旨お知らせください。)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録通知書

第 号
令和 年 月 日

_____様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造

年 月 日付で申込みのあった下記の事業については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業として登録しましたので、通知します。

なお、事業内容を変更するときは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を提出してください。

また、事業を終了したときは、1か月以内に「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を提出してください。

記

事 業 名		
実施日（期間）		年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
会 場	名 称	
	住 所	
	開 催 時 間	

事業を実施する際は、名称（「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業」）または実行委員会が別途提供するロゴマークを、文化プログラムの会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示してください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造 様

申込者 住 所

ふりがな
団 体 名

ふりがな
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号で登録通知のあった事業について、次のとおり内容を変更
しますので報告します。

変 更 事 項	変 更 内 容

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業登録変更通知書

第 号
令和 年 月 日

_____様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造

年 月 日付で変更報告のあった内容については、下記のとおり、変更（廃止）登録しましたので、通知します。

なお、事業を終了したときは、1か月以内に「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を提出してください。

記

1 事業名

2 変更（廃止）した内容

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書

令和 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会 長 三日月 大造 様

申込者 住 所

ふりがな
団 体 名

ふりがな
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号で登録された、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ文化プログラム事業について、事業が終了したので、次のとおり報告します。

事 業 名	
実施日(期間)	年 月 日() ~ 年 月 日()
総入場者数	人
開催結果	(文化プログラムとしての効果、来場者の反応など)
特記事項	<p>実施したものにチェックマークを付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> バリアフリー等の配慮の実施 <input type="checkbox"/> 環境配慮に係る取組の実施</p> <p>(具体的に)</p>

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 開催風景の写真
	ある場合	<input type="checkbox"/> 後援名義印刷物(プログラム、チラシなど)

- (注) 1 この報告書は、事業終了後1か月以内に提出してください。
2 「その他」欄には、お気付きになった点を自由に記載してください。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加の大会を目指す。

あわせて、両大会の開催を契機に、歴史や文化、自然をはじめとする滋賀ならではの魅力を県民一人ひとりが再認識するとともに、県内外に発信することを通じて、地域の活性化につなげる。

2 内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関連する文化・芸術事業
- (2) 滋賀県の文化・芸術等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、滋賀県および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 滋賀県内の市町
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く）

4 期間

文化プログラムの実施期間は、原則として、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

5 開催地

文化プログラムは原則として滋賀県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施にかかる経費は、各事業を実施するものが負担する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本計画

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会文化プログラム実施基本方針」に基づき、関係団体や県・市町等が連携し、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会文化プログラム（以下「大会文化プログラム」という。）を推進する。

1 取組の目的および方向性

(1) 大会文化プログラムを通じた両大会への関心の向上

大会文化プログラムを通じて、スポーツへの関心が低い人にも両大会を認知してもらい、観戦やボランティアなど様々な形での大会参加を促進し、県民総参加の大会を目指す。

(2) 大会を契機とした滋賀ならではの魅力発信

大会文化プログラムの推進を通じて、芸術や地域において継承されてきた文化的資産、人々の生活とともに形成されてきた風景などの滋賀の魅力を幅広く発信し、地域の活性化につなげる。

2 具体的な取組

(1) スポーツに関連する文化事業の展開

- ・ 特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会等との連携事業の実施
- ・ 関係団体との連携によるスポーツ文化の発信
- ・ 地域のスポーツイベント等に関する情報発信

(2) 大会文化プログラムの全県的な展開

- ・ 県主催事業の実施
- ・ 市町等主催事業の実施
- ・ 県立および県内文化施設が実施する事業との連携
- ・ 県内の有形・無形文化財の活用
- ・ 関係団体との連携による年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず誰もが楽しめる事業の実施

(3) 多様な媒体・機会を活用した大会文化プログラムの効果的な情報発信

- ・ 新聞、テレビ等による情報発信
- ・ 県・市町の広報媒体の活用
- ・ ホームページやSNS等の活用
- ・ 啓発イベント等の機会の活用
- ・ 県民運動および各種団体・企業等のイベントとの連携
- ・ 大会文化プログラムロゴマークの作成
- ・ 大会文化プログラムパンフレットの作成・配布

3 構成員の役割

開催準備（実行）委員会の構成員は、各々の特性に応じて文化プログラムの充実に努め、互いに連携・協働しながら両大会や滋賀の魅力を発信するよう努める。

【今後のスケジュール】

年度	令和3年度 (開催4年前)	令和4年度 (開催3年前)	令和5年度 (開催2年前)	令和6年度 (開催1年前)	令和7年度 (開催年)
内容	先催県の情報 収集	実施要項 策定 県庁内各課、市 町、関係団体へ の説明協力依頼	主催事業の検討 募集ポスター・チラ シ作成 【募集】	事業決定 選定→ 日本スポーツ協 会への申請→ 承認 パンフレット等 作成・配布	【両大会開催】 主催事業実施 【文化プログラ ム終了】

説明事項（3）

わた SHIGA 輝く障スポ オープン競技実施種目の追加および会場地市の内定(案)

1 開催が決定している競技

NO.	競技名	障害区分	主催団体	開催施設
1	SO バドミントン	知	スペシャルオリンピック ス日本・滋賀	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市)
2	スポーツウエル ネス吹矢	身・知・精	滋賀県スポーツウエルネ ス吹矢協会	皇子が丘公園体育館 (大津市)
3	ゴールボール	身	第24回全国障害者ス ポーツ大会ゴールボール 競技実行委員会	守山市民体育館 (守山市)

2 新たに追加する競技

NO.	競技名	障害区分	主催団体	開催予定施設
4	卓球バレー	身・知・精	滋賀県卓球バレー協会	栗東市民体育館 (栗東市)

3 今後のスケジュール予定

令和5年

6月27日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第19回総務企画専門委員会で審議

7月28日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第2回常任委員会で選定

9月～10月頃 文部科学省および(公財)日本パラスポーツ協会と協議し、決定

競技役員等の養成状況について

1 令和４年度事業報告

「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針」および「同基本計画」に基づき、令和元年度より障スポについても計画的に競技役員等の養成を進めてきた。

令和４年度においては、競技団体の役員養成事業に対する支援ならびに障害者スポーツ大会本大会およびリハーサル大会への視察に対する支援を継続した。

(1) 実施内容

①県競技団体での実施内容

- ア 資格取得、資格維持および資質向上のため、中央競技団体等が主催する講習会・審査会等へ競技役員従事見込者を派遣
- イ 資格取得、資格維持および資質向上のため、県内講習会・審査会等を開催
- ウ 先催大会（リハーサル大会・本大会）の運営視察のための派遣
- エ 競技種目の特性や参加選手の障害特性について理解を深めるため、県内講習会を開催
- オ 競技役員等に関する養成計画等の見直し

②実行委員会での実施内容

- ア 競技団体が①ア、イ、ウ、エの事業を実施するため要した経費について、当該団体に対して補助金を交付
- イ 競技役員等に関する養成計画等の更新調査および競技団体へのヒアリングの実施
- ウ 競技役員等養成事業補助金交付要綱および交付実施要領の次年度へ向けた改正（中央講習会等派遣事業の派遣回数の変更、県内講習会開催事業の開催回数の変更、補助上限額の見直しなど。）

(2) 養成状況

平成 30 年度に競技役員等の養成計画を策定し、令和元年より審判資格取得等の役員養成に取り組んでいる。（令和４年度までに延べ 59 人を養成）

令和 3 年度に大会開催の 1 年延期および新型コロナウイルス感染防止対策の影響を反映して養成計画を見直し、資格が必要な競技役員数を 215 人とした。県内外の従事見込数を踏まえると令和 4 年度末時点で不足している資格が必要な競技役員数は 109 人となっている。

第24回全国障害者スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成計画および実績

No.	内訳 競技名	資格が 必要な 競技役員数 (R3見直し)	県外 からの 派遣数	県内 必要数	県内の 従事 見込数	養成 目標数	R3養成 目標数 (調整)	R3~R4 資格取得者 数	R4未 不足数
		①	②	③= ①-②	④	⑤= ③-④	⑥= ⑤×1.3	⑥	⑦= ⑤-⑥
1	サウンドテーブルテニス	22人	10人	12人	6人	6人	8人	1人	7人
2	フライングディスク	106人	46人	60人	29人	31人	41人	19人	22人
3	車いすバスケットボール	18人	11人	7人	0人	7人	10人	4人	6人
4	グランドソフトボール	30人	0人	30人	0人	30人	39人	0人	39人
5	ボッチャ	39人	1人	38人	8人	30人	39人	4人	35人
合計		215人	68人	147人	43人	104人	137人	28人	109人

(3) 進捗状況の分析

- ・各競技団体とも、人員不足により養成に苦慮されている。
- ・外部講師招聘による県内講習会やオンラインでの開催など受講者が参加しやすい取り組みを進め、新たな人材の参入を図る競技団体もある。

【サウンドテーブルテニス】

〔大会必要資格名〕：C級

〔取得方法〕：8時間以上の講習会（講義、実技）を受講。

〔取得の手法〕：中央講習会、県内講習会開催。

〔養成計画〕：R5年度は10名～20名が参加できる県内講習会の開催を3回予定されており、資格取得や新たな人材の参入を図る。

【フライングディスク】

〔大会必要資格名〕：2種

〔取得方法〕：2日間の講習会（講義1日、実技1日）を受講。（実技・レポートの提出）

〔取得の手法〕：県内講習会開催。

〔養成計画〕：R5年度は30名程度が参加できる県内講習会を計画されており、資格取得や新たな人材の参入を図る。

【車いすバスケットボール】

〔大会必要資格名〕：B 級、B1 級、C 級、C1 級

- ・ B 級/B1 級の中でブロック審判部長が昇格を認めた審判員
- ・ B1 級/C 級でブロック審判部の推薦を受け、審査委員会による資格審査に合格した審判員
- ・ C 級/C1 級の中でブロック審判部長による資格審査に合格した審判員
- ・ C1 級/ブロック審判部が主催する審判講習会に参加し意欲があるとブロック審判部長が認めたもの

〔取得の手法〕：中央講習会、ブロック講習会

〔養成計画〕：車いすバスケットボールには審判員の昇級があり、延べ 22 名の養成を計画している。令和 5 年度は、中央講習会の派遣を 3 度計画されており、計画的な審判資格の取得と昇級を図る。また、10 名程度が参加できる県内講習会も計画されており、新たな人材の参入を図る。

【グラウンドソフトボール】

〔大会必要資格名〕：公認審判員

〔取得方法〕：講習会（講義、実践練習）を受講

〔取得の手法〕：県内講習会開催

〔養成計画〕：鹿児島のリハーサル大会や本大会への視察を通して、競技運営に係る業務内容を確認し、養成講座の実施時期について、現在検討されているところ。

実行委員会としては、中央競技団体からの講師派遣、関係機関への審判員の資格取得の働きかけや派遣要請の調整など競技団体と連携して実施することで、役員養成を進めていきたい。

【ボッチャ】

〔大会必要資格名〕：全スポ審判資格

〔取得方法〕：1 日のオンライン講習会や中央講師による県内講習会を受講。

〔取得の手法〕：県内講習会開催。

〔養成計画〕：令和 5 年度は、中央講習会の派遣を 2 度計画されており、計画的な審判資格の資格維持や資格向上を図る。また、20 名程度が参加できる県内講習会も計画されており、資格取得や新たな人材の参入を図る。

2 令和 5 年度事業計画

(1) 実施内容

① 県競技団体での実施内容

- ア 資格取得、資格維持および資質向上のため、中央競技団体等が主催する講習会・審査会等へ競技役員従事見込者を派遣
- イ 資格取得、資格維持および資質向上のため、県内講習会・審査会等を開催
- ウ 先催大会（リハーサル大会・本大会）の運営視察のための派遣

- エ 競技種目の特性や参加選手の障害特性について理解を深めるため、県内講習会を開催
- オ 新型コロナウイルス感染症の影響や競技ルールの変更等による養成計画の見直し

〔令和5年度事業予定（障スポ特有5競技）〕

No.	内訳 競技名	ア：中央講習会等 派遣事業	イ：県内講習会等 開催事業	ウ：開催準備活動 支援事業(調査研究)	エ：障害者スポーツ の理解
1	サウンドテーブルテニス		3回	2回	1回
2	フライングディスク		1回	1回	1回
3	車いすバスケットボール	3回	1回	2回	1回
4	グラウンドソフトボール			2回	
5	ポッチャ	2回	1回	2回	1回
合計		5回	6回	9回	4回

②実行委員会での実施内容

- ア 競技団体が①ア、イ、ウ、エの事業を実施するために要した経費について、当該団体に対して補助金を交付
- イ 競技団体の役員養成状況を把握し、必要に応じて養成計画の見直しを依頼
- ウ 競技役員等養成事業補助金交付要綱および交付実施要領の次年度へ向けた改正

3 評価と今後の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により実際の競技会運営を見られない状況が続いていたが、令和4年度は3年ぶりに全国障害者スポーツ大会が開催され、多くの競技団体が視察を行った。

令和5年度においては、今まで以上に年次ごとの養成目標数を意識して「競技役員等養成事業」と「開催準備活動支援事業」の補助事業を行い、障スポ開催時に必要な審判員・要資格運営員の養成と各競技の開催準備業務が円滑に進むよう、競技団体に対し補助金による支援を行っていく。

また、資格の有効期間や定年の延長、資格の更新時期の猶予などについて、県競技団体から中央競技団体への働きかけがある場合には、実行委員会としても連携しながら、県内の現有資格者を維持できるよう努めていきたい。